

設計委託業務仕様書

1. 委託業務名 令和元年度 第1号 小児保健医療センター等新築設計業務委託
2. 対象工事名称 小児保健医療センター等新築工事
(工事場所) (守山市守山五丁目4番30号)
3. 設計概要 別紙設計概要書①～④による。
4. 設計委託期間 契約締結の日より令和3年3月22日まで
5. 建築計画の概要 小児保健医療センターは県立総合病院と統合することを前提とする。また、別添「滋賀県立小児保健医療センター基本計画」、「滋賀県立小児保健医療センター療育部あり方検討報告書」を参照のこと。
6. 事業工程 別添「工程表」を参照のこと。
7. 業務内容 以下の工事等にかかる基本設計、実施設計および調査等
 - (1) 小児保健医療センター新築工事
 - ① 予定延べ面積：約 13,000 m²
 - ② 主たる構造：RC造またはSRC造 (いずれの場合も免震構造とする。)、地上4階地下1階建て
 - ③ 既存病院と接続する渡り廊下：RC造またはS造、延べ面積約 100 m²
 - ④ 増築する小児保健医療センターを免震構造として設計し、これにかかる構造評定および国土交通大臣の認定を取得すること。
 - (2) 小児保健医療センター療育部新築工事
 - ① 予定延べ面積：約 2,900 m²
 - ② 主たる構造：RC造、平屋建て
 - ③ 小児保健医療センター等と接続する渡り廊下：RC造またはS造、平屋建て、延べ面積約 30 m²
 - (3) 守山養護学校新築工事
 - ① 予定延べ面積：約 2,000 m²
 - ② 主たる構造：RC造、平屋建て
 - ③ 小児保健医療センターと接続する渡り廊下：RC造またはS造、平屋建て、延べ面積約 45 m²
 - (4) 上記(1)～(3)に伴う電気設備工事 一式

- (5) 上記(1)～(3)に伴う機械設備工事 一式
- (6) 外構工事 一式
- (7) 小児保健医療センターと接続する既存病院について、増築に伴う改修工事
- (8) 地質調査 一式 (詳細は、地質調査業務特記仕様書による。)
 - ①ロータリーボーリングによる標準貫入試験
 - ②上記6か所のうち、室内土質試験、液状化検討、P S 検層および常時微動測定等
- (9) 上記(1)から(7)に示す、基本設計時における概算工事費積算書作成および実施設計時における工事内訳書作成
- (10) その他
 - ①建築基準法に基づく計画通知、許可、認定、承認、届出等に伴う関係諸官庁との十分な協議および必要な許認可証等取得のための手続
 - ②その他建築に必要となる諸手続きにかかる関係諸官庁との協議および必要な許認可証等の手続き
 - ③委託業務着手に先立ち現状の建物、設備等について十分な調査の実施
 - ④都市計画法に基づく開発許可等の関係諸官庁との十分な協議および必要な許認可証等取得のための手続き
 - ⑤免震構造評価認証、大臣認定に関する関係諸官庁との十分な協議の実施、許認可の取得
 - ⑥守山市開発行為指導要綱・運用基準、守山市景観条例および守山市景観計画等の滋賀県および守山市の諸規定を遵守すること。
 - ⑦本仕様書に記載されていない事項は「滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書(令和元年度)」および「公共建築設計業務委託共通仕様書(平成21年版)」による。

8. 業務条件

- (1) 建築工事の工事費(附帯施設、外構等を含む。)は、小児保健医療センター整備に約73億円、小児保健医療センター療育部に約11.8億円、守山養護学校整備に約8.2億円を上限とし、各施設が求める機能を確保しつつ可能な限り工事費の縮減を図るものとする。
- (2) 本業務においては、増築する小児保健医療センターを免震構造として設計し、これにかかる構造評定および国土交通大臣の認定を取得すること。
- (3) 既存病院は、平成11年11月に旧建築基準法第38条に基づく国土交通大臣認定を受けた免震構造を有する地下1階地上12階建ての病院で平成14年9月に建築基準法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けている。

増築する小児保健医療センターは免震構造とし、この既存病院と渡り廊下で接続すること。

また、小児保健医療センター療育部および守山養護学校は、小児保健医療センター

と屋内廊下で接続することを原則とする。

- (4) 小児保健医療センター等を増築することにより、既存病院をはじめ敷地内に存する建築物の法適合性について現地調査や貸与図面等から確認し、建築基準法をはじめ関係法令に適合しない部分の改修設計を行うこと。
- (5) 敷地全体の利用計画や動線計画について、当該工事の施工中を含めて検討した上で複数立案し、監督職員と協議し案を特定した後にその後の作業を進めること。
- (6) 小児保健医療センター、小児保健医療センター療育部および守山養護学校の工事手順および各段階における仮設計画を立案すること。なお、立案に当たり既存病院等が稼働している状況であることを考慮するとともに、各施設管理者へのヒアリングを実施すること。
- (7) 敷地に関する規制内容やインフラ整備状況について、現地調査の実施や施設管理者への聞き取り等を十分に実施した上、関係機関に対し確認、協議をすること。
- (8) 基礎工法の選定には当該敷地が解体工事後であること、および既設杭が残存している箇所があること等を十分に考慮し、施設の安全性に留意し設計すること。
- (9) 接続する既設病院は、「救急告示病院」や「都道府県がん診療連携拠点病院」等多くの施設に位置付けられており、当該小児保健医療センター等の増築後も同様の施設と位置付けられるよう設計に配慮すること。
- (10) 当該業務を進めるに当たり、別途発注する「小児保健医療センター整備基本設計コンストラクション・マネジメント業務」の受託者の指示に従うこと。
- (11) 基本設計中間報告を作成し、配置図、平面図、工程表を令和元年11月上旬に示すこと。
- (12) 基本設計の業務期限は、令和2年3月25日とする。

9. 設計にあたっての留意事項

- (1) 周辺との調和
周囲との調和を図ることのできる設計計画を検討すること。
- (2) アメニティ
患者、家族、来院者のアメニティを配慮した設計検討をすること。また病院関連施設等についても利用しやすい施設整備を検討すること。
- (3) 災害時の対応等
大規模災害が発生した場合においても、機能する病院であることが前提であり、そのための設計検討を行うこと。再生可能エネルギーや蓄電池の活用などによる非常時の電源確保など大規模災害時の緊急的な対応を検討すること。
- (3) 工事費の縮減
工事費については、建設物価の高騰や事業スケジュールを踏まえ、施工時の工期短縮を考慮しつつ、可能な限りコストの縮減に努めること。
- (4) ライフサイクルコストの縮減

施設の長寿命化や維持管理のしやすさに配慮し、耐久性の高い材料の採用に努めること。また、自然エネルギーの導入や雨水利用等を考慮し、施設全体の省エネルギー化を図ること。

(5) 建築物の構造等

小児保健医療センター等の構造検討に当たっては、十分な構造安全性を確認すること。なお、免震構造について、指定性能評価機関の評定を経て性能評価書の交付を受けた上、国土交通大臣の認定を受けること。

また、基礎工法等の選定に当たっては、特に地下水の状況に留意し周辺地盤へ影響を与えないよう十分に検討するとともに、施設の安全性および経済性に十分に留意すること。

(6) 模擬地震動の作成

ア 時刻歴応答解析を行うための耐震設計に用いる入力地震動は、地盤調査の結果や地震環境調査をもとに適切に定めること。

イ 地盤モデルにより地震応答解析を行う等設計用入力地震動を適切に定めること。

ウ 液状化判定の結果、液状化が発生する可能性がある場合は、有効応力解析等の液状化を考慮した解析もあわせて実施すること。

エ 1地盤モデルあたりの解析ケースは、告示波は稀相当波、極稀相当波とも3波ずつ、サイト波は検討地点に影響の大きい活断層による地震について1震源2成分、南海トラフの地震を対象とした長周期地震動を1波設定すること。

加えて、上下動成分についても告示極稀相当波3波および活断層1波を設定すること。

10. 設計業務要領

設計業務実施に当たっては、「滋賀県建築工事設計業務実施要綱」により行うこと。

11. 設計業務成果物等

(1) 共通事項

- ・ 設計に関する打ち合わせは、全て記録し、その都度速やかに提出すること。
- ・ 設計に際し、環境や省エネルギー等並びに維持管理の面も十分配慮のうえ、適切な設計を行い、対応事項は要点を文書で提出すること。
- ・ 設計にあたり、設計建物に対する障害物（地中埋設物等）、既存建物との取合、給排水、電気、ガス等の供給施設の調査、関係機関との打ち合わせを十分にして、その結果を記録し報告すること（写真を含む）。
- ・ 設計図は原図、およびCADデータ（ファイル形式はDWGおよびDXFまたはJWW）を提出すること。
- ・ 製本は基本設計10部、実施設計5部とし、基本設計は小児保健医療センター、小

児保健医療センター療育部、守山養護学校ごとに別冊すること。

(2) 基本設計

ア 滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書に示すとおり

イ 設計方針概要書

整備に関する基本的な考え方および基本計画を踏まえ、設計方針、考え方の概念図（諸室計画、動線計画、ゾーニング計画、安全計画等）を作成し、説明文を添えて提出すること（A3サイズ）。

ウ 各法令整理表

関係法令を整理し照合リストを作成すること。

エ 外観パース（2面程度、着色要）、内観パース（3面程度、着色要）、鳥瞰1面（着色要）を簡単なデザインポリシーを添えて提出すること。（A3サイズ）

オ 工事費概算調書

小児保健医療センター、小児保健医療センター療育部および守山養護学校の施設ごとに建築・電気・機械・外構に区分すること。（算出は工種別方式による科目までとする。）

カ その他委託者が必要に応じて求めるもの

(3) 実施設計

ア 滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書に示すとおり

イ 設計方針概要書

基本設計で作成したものを、実施設計時点に合わせて修正し再調整すること。

ウ 外観パース（2面程度、着色要）、内観パース（5面程度、着色要）、鳥瞰1面（着色要）を簡単なデザインポリシーを添えて提出すること。（A3サイズ）

エ その他委託者が必要に応じて求めるもの

(4) その他

① 全体工程表

② 住民説明に必要な資料

12. 積算

(1) 基本設計

- ・ 積算は建築積算資格者が行うよう努めること。
- ・ 概算積算とする。

(2) 実施設計

- ・ 積算は建築積算資格者が行うよう努めること。
- ・ 工事費の算出に当たり、公共建築数量積算基準・公共建築設備積算基準等により適切に行うこと。

13. 地質調査成果物等

- ・ 採取土質試料標本（一式）を提出すること。
- ・ 調査報告書3部（A4版）提出すること。
- ・ ボーリングおよび標準貫入試験、PS検層、常時微動等を電子データ（CD-R）にて提出すること。
- ・ 別添「小児保健医療センター等新築設計業務委託に伴う地質調査業務委託特記仕様書」による
- ・

14. 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義があるときは、速やかに監督職員の指示を受けなければならない。

15. その他

- ・ 入札保証金 免除
- ・ 契約保証金 免除
- ・ 契約書作成の要否 要
- ・ 支払条件
 - ア 前金払 あり
 - イ 部分払 なし